

告 9 7

差出人: 川村明日香 [REDACTED]  
日時: 2016/8/24(水) 16:33  
宛先: "山内 勲" <yamauchi\_jsao@town.rankoshi.lg.jp>  
CC: 佐々木 泉顕 [REDACTED], 下矢 洋貴 [REDACTED]  
件名: スキー場売却の件 委任契約書案ご送付

---

蘭越町役場  
総務課長 山内 勲 様

お世話になっております。  
本日ご相談いただいたスキー場売却の件について、  
別添のとおり、委任契約書案を作成いたしました。  
ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。  
札幌市中央区大通西11丁目 大通藤井ビル6階  
弁護士法人佐々木総合法律事務所  
TEL 011-261-8455 FAX 011-261-9188  
弁護士 川村 明日香  
Email: [REDACTED]  
URL [REDACTED]

委任契約書 \_チセヌプリスキー場売却の件.doc (application/msword)

# 事業譲渡契約書

有限会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、甲の事業の全部の譲渡につき次のとおり契約を締結する。

（目的・譲渡日）

第1条 甲は乙に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日（以下「譲渡日」という）をもって、甲の

事業の全部（以下「本事業」という）を譲渡する。

2 甲と乙とは、手続の進行に応じて必要がある場合には、甲乙協議のうえ譲渡日を変更することができる。

3 本事業の細目については甲乙別途協議のうえ決定する。

（譲渡財産）

第2条 前条により譲渡すべき財産（以下「譲渡財産」という）は、譲渡日現在の甲の本事業に属する資産および負債とし、その内容は本契約締結後甲乙協議のうえこれを決定する。

（譲渡価額・支払方法）

第3条 本事業の譲渡の対価は、〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

2 前項の対価の支払方法および支払時期については、甲乙協議のうえこれを決定する。

（引渡時期）

第4条 譲渡財産の引渡時期は譲渡日とする。ただし、法令上の制限、手続上の事由により必要あるときは甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（善管注意義務）

第5条 甲は、本契約締結後譲渡財産の引渡完了にいたるまで、善良なる管理者の注意をもって譲渡財産の管理を行ない、譲渡財産に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、予め乙と協議し合意のうえこれを行う。

（守秘義務）

第6条 乙は、本契約にあたり知り得た業務上の秘密を厳重に保持し、これらの業務上の秘密の全部ないしは一部を第三者に開示しない。

（従業員の取扱い）

第7条 乙は、本事業に従事する甲の従業員を譲渡日において引き継ぐ。

2 従業員に関するその他の取扱いについては、甲乙協議のうえこれを決定する。

（事情変更）

第8条 本契約締結後譲渡財産の引渡完了にいたるまでの間において、天災地変その他の不可抗力により譲渡財産に重大な変動を生じた場合には、甲乙協議のうえ譲渡条件を変更することができる。

(承認)

第9条 甲および乙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約につきその承認を求める。

(瑕疵担保責任)

第10条 譲渡財産に重大な瑕疵があった場合の瑕疵担保責任は、本契約の趣旨にしたがって、甲乙協議して決定する。

(競業禁止義務)

第11条 本事業の譲渡の後における甲の競業禁止義務については、甲乙協議して決定する。

(公租公課等の負担)

第12条 譲渡財産に対する公租公課、保険料等は日割計算により、譲渡日の前日までは甲の、譲渡日以降は乙の負担とする。

(協議事項)

第13条 本契約に規定しない事項および疑義が生じた事項については、信義に従い誠実に甲乙協議して決定する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所 〇〇〇〇  
会社名 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇

乙 住所 〇〇〇〇  
会社名 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇

# 事業譲渡契約書

株式会社 社（以下「甲」という）と株式会社 社（以下「乙」という）は、甲の営業の一部を乙に譲渡するにつき、以下のとおり契約を締結する。

## 第1条（目的）

甲は、本契約書に定める条項に従い、平成 年 月 日（以下「譲渡日」という）をもって、甲の事業の一部（以下「本件事業」という）を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、譲渡日については、やむを得ない事情が生じた場合には、譲渡準備の進捗状況を勘案して、甲乙協議のうえ書面により変更することができる。

## 第2条（譲渡財産）

1. 甲と乙は、本件事業に含まれる資産の内容は別紙資産目録記載の通り（以下「本件資産」という）であることを確認する。
2. 甲と乙は、本件事業に含まれる債務の内容は別紙債務目録記載の通り（以下「本件債務」という）であり、乙が甲から承継する債務は、「本件債務」以外にないことを確認する。
3. 甲と乙は、本件事業に含まれる契約は別紙契約目録記載の通り（以下「本件契約」という）であることを確認する。
4. 甲は乙に対し、譲渡日において、本件事業に関わる営業上の秘密、ノウハウ、顧客情報、営業手法など乙が必要又は有益と認めるすべての情報を譲渡する。

## 第3条（公租公課の負担）

譲渡日の属する年度における、本件事業にかかわる固定資産税、都市計画税、償却資産税、消費税などの公租公課は、譲渡日の前日までの分については甲が、譲渡日以降の分については乙が、それぞれ日割で按分した上負担する。

## 第4条（従業員）

1. 甲と乙は、乙が譲渡日の前日において本件事業のために甲に雇用されている従業員は、別紙従業員名簿の通りとする。
2. 乙は、前項の従業員名簿の起債の従業員について、譲渡日以降、従前と同一の条件で雇用契約を締結する。ただし、乙との雇用契約の締結に同意しない従業員についてはこの限りではない。

\*従業員は、自動的に移動するものではなく、個別契約により、移動することとなる。

## 第5条（譲渡価額）

1. 本件事業の対価（以下「譲渡価額」という）は金 円とする。
2. 乙は、甲に対し、前条の譲渡価額を、本日その3分の1、譲渡日に3分の1、残りの3分の1を第7条に定める譲渡財産の移転手続きを完了した時に、支払う。
3. 前項の支払いは、下記の口座に振り込む方法により行うものとする。

### 記

銀行名： 銀行 支店

口座名義人：甲

口座種類：当座預金

口座番号：

## 第6条（書類の交付）

1. 甲と乙は、本日互いに、本件譲渡を就任する取締役会の議事録を交付した。
2. 甲は乙に対し、譲渡日に、次の各号の書類を交付する。
  - ① 本件事業の譲渡を承認する株主総会の議事録写し
  - ② 次条の手續に必要な書類一式

\* 取締役会決議は本契約前に必要であるが、必要な株主総会決議は、本契約後譲渡日までに行っておくことが必要である。

## 第7条（譲渡財産の移転）

1. 甲は、速やかに、第2条にかかる財産譲渡の実行に着手し、必要な対抗手段を講じるものとし、乙はこれに協力する。
2. 甲は、前項の譲渡の実行と対抗要件付与の手續を、譲渡日後30日までに完了しなければならない。
3. 前2項の実行および手續に関する一切の費用は、甲の負担とする。

## 第8条（譲渡日までの事業の運営）

1. 甲は、譲渡日まで、本件事業に関して適用のある一切の法律、規則、規制、契約および他の拘束をすべて遵守して善良なる管理者の注意をもって本件事業を続行する。
2. 甲は、譲渡日まで、従業員を含む現在の経営組織を維持し、かつ取引相手との関係を維持するものとする。
3. 甲は譲渡日まで、以下の行為を行わないものとする。
  - ① 本件事業の価値を減少させる可能性のある一切の行為
  - ② 本件事業に関する通常の営業活動を超えて、負債を増加させる可能性のある一切の行為
  - ③ 定款の変更

## 第9条（取引先）

甲は、譲渡日以降においても、別紙顧客名簿に記載の顧客が、乙との取引を停止又は終了したり、取引量を減じたりすることのないよう努めるものとする。

#### 第10条（就業避止義務）

甲は、譲渡日後10年間は、乙の事業と競合する同種の事業を行わない。

\*20年という例も多い。

#### 第11条（譲受条件と解除）

1. 乙による本件事業の譲受は、譲渡日において、以下の各号の事項がすべて満たされることを条件とする。ただし、乙が別途書面において同意した場合にはこの限りではない。

① 甲が契約上の義務に、その重要な点において違反していないこと

② 本契約後譲渡日までの間において、本件事業の価値に重大な影響をもたらす事由が発生していないこと

2. 前項の条件が満たされず、かつ、違反ないし事由の回復が困難なばあいは、乙は、契約を解除できる。この場合、甲に故意または重過失がある場合は、損害賠償の責に任ずる。ただし、賠償額は、第7条の代金額の50%を上限とする。

3. 乙において、第7条に従って代金を支払えない場合は、甲は本契約を解除できる。乙に損害が生じた時には、甲は賠償の責に任ずる。

\*事業の全部譲渡の場合は、甲の社長の負担する金融機関に対する個人保証を、乙側で肩代わりすることが条件であることが条件となるのが普通である。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲および乙の協議のうえ決するものとする。

#### 第13条（適用法と管轄）

本契約書に関する解釈および紛争に対しては日本法を適用法とし、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

後日の証として、本書面2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 株式会社

乙 株式会社